



# 各論「組織運営」に関する 内閣府からの説明

# OIST設立の主な経緯①

- 2001年6月 内閣府において沖縄科学技術大学院大学構想の検討開始
- ・ 2001年8月～構想検討委員会開催[計8回]
  - ・ 2002年4月～国際顧問会議開催[計3回]
- 2002年7月 沖縄振興計画
- ・ 我が国の大学のあり方のモデルとなるような「国際性」と「柔軟性」を基本コンセプトとした新たな発想を持った世界最高水準の自然科学系の大学院大学等を核に知的クラスターの形成に取り組む。
- 2003年11月 大学院大学の構成及び主要目的を記載した「沖縄科学技術大学院大学の枠組み案」について議論（沖縄科学技術大学院大学評議会（内閣府内の有識者会合））
- ・ 目的
    - － 世界の科学技術の発展に貢献する。
    - － 沖縄をアジア太平洋地域の先端的頭脳集積地域とする。
    - － この大学を成功させることにより、我が国の大学改革の一つのモデルを提示する。
  - ・ 主な特色 - 世界最高水準、柔軟性、国際性、世界的連携、産学連携
- 2005年3月 (独) 沖縄科学技術研究基盤整備機構法が成立
- 9月 (独) 沖縄科学技術研究基盤整備機構を設立
- 2008年7月 大学院大学の制度設計等について、「新大学院大学の青写真」を取りまとめ（沖縄科学技術研究基盤整備機構の運営委員会）
- ・ 目的
    - － 沖縄の自立的発展、世界の科学技術及び経済社会の向上に寄与
  - 基本理念
    - － 世界最高水準、柔軟性、国際性、世界的連携、産学連携
  - ・ 大学院大学の自主性と柔軟性を尊重する観点から、「特別な学校法人」により設置する。
  - ・ 法人の監督主体として、ボード（理事会）が最高意思決定機関となり、プレジデント（理事長・学長）の選任等を含む重要事項の決定を行う。
  - ・ 世界最高水準となるため、国による特別な財政支援の仕組みを設ける。

## OIST設立の主な経緯②

2008年12月 関係閣僚（官房長官、沖縄及び北方担当相、科学技術担当相、財務相、文部科学相）申し合わせ

- ・ 学校法人により設置される大学とした上で、当該法人の管理運営の仕組みについて所要の特例を設ける。
- ・ 理事会は、優れた功績のある学外理事を中心に構成し、法人の最終的な意思決定機関として設置。学長は、国際的な学術界の中から選任される。
- ・ 法人に対する財政支援の制度（内閣府において、所要の予算措置を講じ、設立から一定期間については、教育研究の水準の向上・自立的な経営への移行を促すための支援を行う。支援の在り方については、適切な時期に、国際的な評価の確立状況等を踏まえて検証。）を設け、必要に応じて見直し等を行うこととする。
- ・ 法人の業務運営について、高い透明性及び国民に対する説明責任が果たされる仕組みを設ける。国による財政支援の目的も踏まえ、必要に応じ有識者の知見も活用しつつ確認・評価を行う。その際、大学院大学の教育研究の特性に配慮する。
- ・ 大学院大学の運営について、国と法人との間で密接な連携関係を構築する。

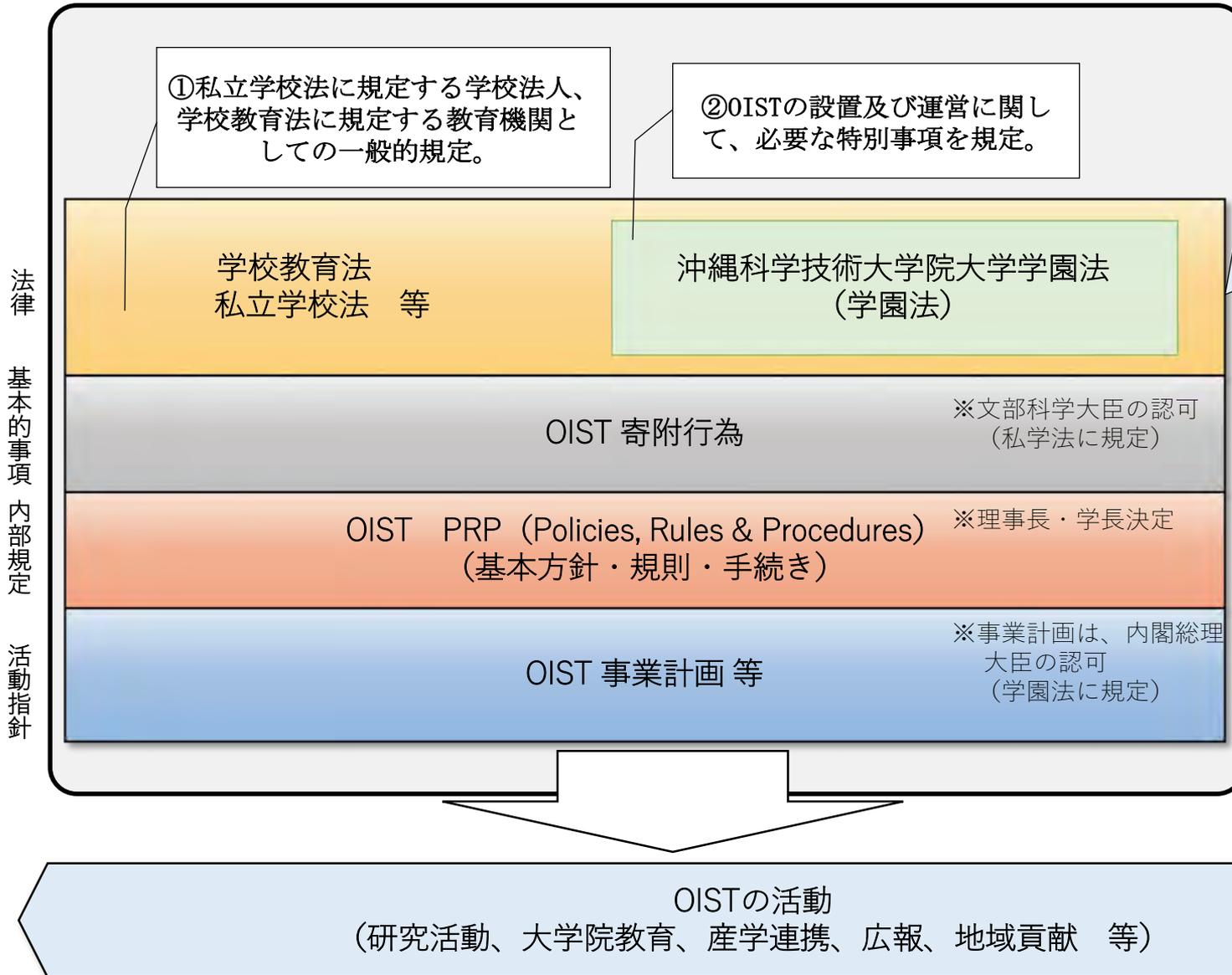
2009年7月 沖縄科学技術大学院大学学園法が成立

- ・ 衆議院において、政府提出の法案を修正
  - － 政府提出案では、国の補助は2分の1以内とし、経過措置として、施行10年間は2分の1以内という条件が適用されないこととしていたが、当該経過措置が削除され、国が2分の1を超えて補助できる条文に修正された。同時に、法施行10年を目処に財政支援のあり方その他法の施行状況に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる附則条項（10年後見直し）が追加となった。

2011年11月 学校法人沖縄科学技術大学院大学学園が設立

2012年9月 沖縄科学技術大学院大学が開学

# OIST関連法規等の仕組み



## 【OISTの法体系】

①私立大学として、教育研究及び運営自主性と柔軟性を確保。(学校法人)

かつ

②世界最高水準の大学院大学の実現のために、組織・運営等に対して特別な規定。(特殊法人)

- ・沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与すること。
- ・高水準の財政支援と補助できる業務の範囲。
- ・著名な科学者を中心とする合議体による運営

等

# OIST学園法の主な特別の規定

	OIST学園・OIST	一般的な学校法人・私立大学	(参考)国立大学法人・国立大学
目的	(学園法の目的として) 沖縄において大学を設置し、国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって <b>沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与</b> 。	(学校教育法の一般的な大学の目的として) 学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること。 個々の学校法人や大学の目的は、寄附行為等に規定。	(国立大学法人法の目的として) 大学教育研究に対する国民の要請に応えるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図る。
財政支援	国は、 <b>2分の1を超えて補助が可能</b> 。	経常的経費について、原則2分の1以内を補助(私立学校振興助成法)。	政府は予算の範囲内で必要な財源措置を行う。
法人の業務	(国からの補助できる範囲について) <b>学園の行う業務を列挙</b> 。収益事業を行う場合は、寄附行為に規定。	教育事業のほか、収益事業を行う場合は、寄附行為に規定。	業務は、国立大学法人法に列挙。
目標・計画	学園は、 <b>毎会計年度の事業計画を作成</b> し、内閣総理大臣の認可をうける。(注)	特段の規定なし(注)	文部科学大臣が、法人が達成すべき目標(中期目標)を定める。 -各法人は、中期目標に基づき、中期計画を作成し、文部科学大臣の認可を受け、公表する。 -各法人は、毎事業年度に業務運営に関する計画を定め、文部科学大臣に届け出るとともに、公表する。
評価	学校教育法に基づく、自己点検・評価及び認証評価機関による第三者評価。  ※学園法上の特別な規定はない	学校教育法に基づく、自己点検・評価及び認証評価機関による第三者評価。	学校教育法に基づく、自己点検・評価及び認証評価機関による第三者評価。  毎事業年度、4年目終了時、中期目標期間終了時に業務の実績について国立大学法人評価委員会による評価。

(注) 改正私学法により、OISTを含む学校法人に、事業計画(※OISTは学園法上作成)、中期的な計画の策定義務が生じる予定【2020年4月施行】。

# OIST学園法の主な特別の規定

	OIST 学園・OIST	一般的な学校法人・私立大学	(参考)国立大学法人・国立大学
理事会	<p>○外部理事を定数の過半数とすることを義務付け。</p> <p>○理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ学園の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・科学技術の発達に関して特に功績顕著な科学者</li> <li>・沖縄の振興に関して優れた見識を有する者</li> <li>・大学の経営に関して高度な知識及び経験を有する者</li> </ul> <p>○理事長以外の理事を理事会の議長に充てることが可能。</p>	<p>○理事は、学外者を含まなければならない。</p> <p>○理事は、寄附行為の定めるところにより選任。</p> <p>○理事会の議長は理事長をもって充てる。</p>	<p>原則、学長（法人の長）が、法人の経営等について、最終的な意思決定を行う権限と責任を有する。</p> <p>※重要な事項については、学長及び理事で構成される役員会の議を経る。（理事は、学外者を含まなければならない。）</p>
評議員会	<p>○評議員に以下の者を含むことを義務付け。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄における経済又は社会の実情に精通している者</li> <li>・大学の経営における公正性及び透明性の確保に関して優れた識見を有する者</li> </ul>	<p>寄附行為の定めるところにより評議員を選任。</p>	<p>※教育研究評議会、経営協議会が審議組織として設置。</p>
監事	<p>学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>	<p>評議員会の同意を得て、理事長が選任。</p>	<p>監事は、文部科学大臣が任命。</p>
その他	<p>(国等との連携) 大学院大学の運営において、国や沖縄の地方公共団体との密接な連携を図らなければならない。</p> <p>(法律の見直し) 法施行10年を目処に財政支援のあり方その他法の施行状況に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる（附則第14条）。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

# 沖縄科学技術大学院大学学園の運営体制

黒矢印: 学校教育法、私立学校法等に基づくもの  
 赤矢印及び赤字: 学園法に基づくもの  
 青矢印及び青字: 法令に基づかないもの

